

令和6年度監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告

令和7年2月

荏田町監査委員

目 次

I	財政援助団体等監査	2
第1	監査の概要	2
1	監査の種類及び対象団体等	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の重点項目	2
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間及びヒアリング等	3
第2	監査の結果	3
1	監査結果及び指摘事項	3
2	監査の意見	3

I 財政援助団体等監査

第1 監査の概要

1 監査の種類及び対象団体等

地方自治法第199条第7項の規定及び苅田町監査基準に基づき、町が財政的援助（補助金交付等）を行っている団体について、令和5年度事業から2団体を抽出し監査を実施した。

団体名	苅田町青少年育成町民会議
補助金の名称	苅田町青少年育成町民会議補助金
令和5年度補助金額	2,970,000 円
所管課	生涯学習課

団体名	一般社団法人苅田まちづくり観光協会
補助金の名称	一般社団法人苅田まちづくり観光協会助成金
令和5年度補助金額	9,500,000 円
所管課	交通商工課

2 監査の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

3 監査の重点項目

- ① 補助金交付の妥当性
- ② 財政援助団体における補助金に係る出納事務等の妥当性

4 監査の方法

事前に提出を受けた財政援助等に係る出納関係帳簿や通帳の写し、規約等の資料を検証するとともに、援助団体や所管課に対して、主に次の事項について質疑応答の方法で聴取した。

- ・補助対象事業の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ・団体の経理事務及びチェック体制、他事業への流用の有無について
- ・補助金交付申請及び実績報告等の適正な執行について
- ・補助金に係る会計経理の適正な執行について
- ・関係帳票の整備及び記帳の適正な執行について
- ・領収書等の適正な整理保存について
- ・補助対象事業における公益上の必要性の確認について
- ・担当課による補助効果の確認及び支出の実態の把握について
- ・担当課による交付団体への指導・監督について

5 監査の実施期間及びヒアリング等

① 実施期間

令和7年1月10日～令和7年2月27日

② ヒアリング日程及び対象団体

日 程	対象団体	場 所
2月13日（木） 10:00～12:00	荻田町青少年育成町民会議 一般社団法人荻田まちづくり観光協会	荻田町役場 403 会議室

第2 監査の結果

1 監査結果及び指摘事項

提出された資料の検証及びヒアリングの結果、各団体の出納事務並びに所管課の補助金交付事務は、概ね適正に処理されていると認められた。

なお、指摘事項等については次のとおりである。

補助金の名称	指摘事項
荻田町青少年育成町民会議補助金	町の会計規則等に倣って支出しているとのことだが、旅費支出などで、町規則とは異なる支出科目で支出している例が見られる。 領収書を徴していない支払いがある。 備品台帳が整備されていない。 繰越額が妥当な金額であるか検討すべきである。
荻田まちづくり観光協会助成金	小口現金の出納に関する基準等が整備されていない。 慶弔費を対象経費にしているが、要綱には対象経費として規定されていない。

2 監査の意見

財政援助団体への補助金等に係る監査の結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、次の点に留意していただきたい。

- (1) 財政援助団体においては、対象経費でない経費が計上されているものや対象経費の支出科目が整理されていないものが見られた。補助金交付決定の審査に影響するため、担当課と協議して対象経費や支出科目を整理されたい。また、小口現金の出納に関する取扱基準や備品台帳の不備も見られたため、整備するよう努められたい。今後は今回の指摘事項を改善するとともに、補助金に係る事務処理について不明な点がある場合は、所管課に相談するなどして適切な執行に努められたい。

- (2) 所管課においては、補助対象経費や支出科目が適切かどうかを団体と協議のうえ整理するよう指導されたい。また、補助対象経費となっている支出の費用対効果や繰越額の精査などを行い、補助金額の妥当性について検証するよう努められたい。
- (3) 町が財政援助団体に交付する補助金等は、漫然と継続することのないよう、交付の目的や効果について毎年検証し、団体と連携して補助金交付の効果をあげるよう努められたい。